

藤沢市教育委員会の所管に係る藤沢市個人情報の保護に関する条例施行規則  
の一部改正について

藤沢市教育委員会の所管に係る藤沢市個人情報の保護に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

2005年(平成17年)3月20日提出

藤沢市教育委員会  
教育長 中 村 喬

1 改正する規則

別紙のとおり

2 施行期日

平成17年4月1日

提案理由

この規則を提出したのは、教育機関における職の変更に伴い、青少年会館及び少年の森の長を個人情報管理責任者から削除する必要による。

藤沢市教育委員会の所管に係る藤沢市個人情報の保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年3月 日

藤沢市教育委員会

委員長 數野 隆人

藤沢市教育委員会規則第 号

藤沢市教育委員会の所管に係る藤沢市個人情報の保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則

藤沢市教育委員会の所管に係る藤沢市個人情報の保護に関する条例施行規則（平成15年藤沢市教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第2条中「青少年会館，少年の森，」を削る。

附 則

この規則は，平成17年4月1日から施行する。

藤沢市教育委員会の所管に係る藤沢市個人情報の保護に関する条例施行規則新旧対照表

改正案	現行	備考
<p>藤沢市教育委員会の所管に係る藤沢市個人情報の保護に関する条例施行規則</p> <p>平成 15 年 12 月 19 日 教委規則第 7 号</p> <p>藤沢市教育委員会の所管に係る藤沢市個人情報保護条例施行規則(昭和 63 年藤沢市教育委員会規則第 5 号)の全部を改正する。</p> <p>第 1 条 藤沢市個人情報の保護に関する条例(平成 15 年藤沢市条例第 7 号。以下「条例」という。)の施行については、次条に定めるもののほか、藤沢市個人情報の保護に関する条例施行規則(平成 15 年藤沢市規則第 19 号)の例による。</p> <p>第 2 条 条例第 11 条第 1 項に規定する個人情報管理責任者は、藤沢市教育委員会事務局組織等規則(平成 12 年藤沢市教育委員会規則第 3 号)第 3 条第 1 項の表の右欄に掲げる課等の長、教育文化センター、八ヶ岳野外体験教室、西部学校給食合同調理場、公民館、青少年相談センター、図書館、秩父宮記念体育館、石名坂温水プール、鶴沼運動施設事務所及び秋葉台運動施設事務所の長並びに市立の小学校、中学校及び養護学校の校長とする。</p> <p>附 則 この規則は、平成 16 年 1 月 1 日から施行する。 <u>この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。</u></p>	<p>藤沢市教育委員会の所管に係る藤沢市個人情報の保護に関する条例施行規則</p> <p>平成 15 年 12 月 19 日 教委規則第 7 号</p> <p>藤沢市教育委員会の所管に係る藤沢市個人情報保護条例施行規則(昭和 63 年藤沢市教育委員会規則第 5 号)の全部を改正する。</p> <p>第 1 条 藤沢市個人情報の保護に関する条例(平成 15 年藤沢市条例第 7 号。以下「条例」という。)の施行については、次条に定めるもののほか、藤沢市個人情報の保護に関する条例施行規則(平成 15 年藤沢市規則第 19 号)の例による。</p> <p>第 2 条 条例第 11 条第 1 項に規定する個人情報管理責任者は、藤沢市教育委員会事務局組織等規則(平成 12 年藤沢市教育委員会規則第 3 号)第 3 条第 1 項の表の右欄に掲げる課等の長、教育文化センター、八ヶ岳野外体験教室、西部学校給食合同調理場、公民館、青少年相談センター、<u>青少年会館、少年の森</u>、図書館、秩父宮記念体育館、石名坂温水プール、鶴沼運動施設事務所及び秋葉台運動施設事務所の長並びに市立の小学校、中学校及び養護学校の校長とする。</p> <p>附 則 この規則は、平成 16 年 1 月 1 日から施行する。</p>	